

4. 国（主務省庁）の役割・支援

主務省庁（環境省、農林水産省、国土交通省）では、自然再生の取り組みを推進するため、自然再生協議会の設立や運営に対して、相談対応などの支援を行っています。

4-1. 自然再生相談窓口

環境省では、自然再生を実施しようとする者（実施者）からの相談にワンストップで対応するため、自然再生相談用メールアドレスを開設しています。

詳細

自然再生に興味を持たれたり、自然再生協議会を設立してみようとなった場合には、気兼ねなくご相談ください。

環境省自然再生担当メールアドレス：shizen-saisei@env.go.jp

また、国の出先機関は、自然再生協議会に関係行政機関等の立場で参加し、技術的事項や事業実施に関する助言等の支援を行っています。環境省、農林水産省及び国土交通省の出先機関にも相談窓口を設置しています。（環境省自然再生推進法のホームページに相談窓口の一覧表を掲載しています。）

環境省「自然再生推進法」ホームページ：

<https://www.env.go.jp/nature/saisei/contact/list.html>

又は「自然再生推進法」で検索